

全医協連福祉保険制度 全国医師・医療従事者見舞金制度

医師・医療従事者見舞金制度とは・・・

医師・医療従事者の皆様は、新型コロナウイルス感染症をはじめとした各種感染症治療の最前線で医療行為に従事されています。医師・医療従事者見舞金制度は、全医協連が医師・医療従事者の皆様に安心して医療行為を行えるよう創設した制度です。

□給付対象者

全国医師協同組合連合会の組合員が経営する医療機関の従事者であること

※政府労災保険等への加入は要件ではありません。

※本制度の加入に際しては、「すべての業務従事者」を対象とする必要があります。

□補償内容

○本制度は、給付対象者が、業務の遂行に起因して「新型コロナウイルス感染症」をはじめとする感染症への罹患が確認された場合、またその結果お亡くなりになった場合に医療機関が給付対象者に対して支出する「感染症見舞金」及び「感染症葬祭費用見舞金」を補償するものです。

○発病の認定は、医師の診断によります（給付対象者が医師の場合は、本人以外の医師）。

○対象とする感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条」に規定する感染症をいいます（ただし、『五類感染症』を除きます）。

○給付にあたっては、あらかじめ感染症補償規程を備え付けいただく必要があります。

□補償金額と月額保険料（給付対象1名あたり）

	A	B
感染症葬祭費用見舞金	50万円	100万円
感 染 見 舞 金	10万円	20万円
月 額 保 険 料	100円	190円

(引受保険会社)
三井住友海上火災保険株式会社
滋賀支店 大津支社
滋賀県大津市梅林 1-3-10 滋賀ビル7階
TEL:077-522-4340 FAX:077-523-0296

(ご相談・お申込先)
滋賀県医師協同組合 福祉課
滋賀県栗東市糺 1丁目 10-7 医協ビル 1F
TEL:077-516-8660 FAX:077-553-6770

承認番号:B21-100326 使用期限:2022年3月31日

ご注意: このチラシは「全医協連福祉保険制度 医師・医療従事者見舞金制度」の概要を説明したものです。